九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

イギリス信用制度の生成 : 近代的商業信用について

川島, 信義

https://doi.org/10.15017/2920502

出版情報：経済論究. 6, pp.56-74, 1959-10-20. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

イギリス信用制度の生成

―― 近代的商業信用について ――

川　島　信　義

は　し　が　き

資本主義的生産様式が典型的な発展をとげたといわれるイギリスにおいて，信用制度が資本制生産とともにどのように生成し，発展するにいたつたかについては，すでに多くの研究，論作がなされている。ことに金融資本の時代ともいわれて国民経済上に占めるその信用制度の意義や役割が，今世紀に入つて，いつそうの重大性をかちえてくると共に，そうした問題への一つの接近の方法として，そうした歴史の根源にさかのぼつて，歴史的にその発展を後づけ，歴史的に解明しようとする試みや反省もまた多くなされているように思われる。たしかに方法的にも正しい立場をそれは示すものであるということが出来るであろう。信用制度自体，歴史の産物であり，歴史的に生成し発展して今日にいたつたものである以上，われわれの思考もまた歴史的に問題の本質にせまつてゆくほかはないからである。

信用制度の先駆的な生成をみるここイギリスにおいては，周知のように，17世紀の後半になると，一部の金匠たちは単なる金銀細工匠ないし宝石商たることから発展して，金融業者として機能するようになり，1694年には，かのイングランド銀行が設立されるにいたつた。さらに18世紀後半になると，北部のヨークシヤー，ランカシヤー地方を中心に産業資本がいちじるしく台頭，確立してゆくとともに，数百の地方銀行が群生する。イングランド銀行は，こうした過程の中で，「ロンドンの銀行」たることをこえて，その名の示すようにイングランドの銀行へ，イングランドの中央銀行へと発展，開花していつた。時代はいうまでもなく地金論争の時代となり，さらには機械制大工業の体制的基

礎の確立と信用制度のいつそうの展開の中に，やがて通貨論争の時代を迎えるにいたること，周知のごとくである。

ところでイングランドにおけるこうした信用制度の生成，発展を俯瞰的に総観的に追求してゆくことは，ここでは一応おくとして，まずその生成期，ことに17世紀におけるその展開についてみるとき，それらは一体イギリス信用制度発達史上いかなる地位を占め，いかなる歴史的な意義，役割を担うものであつたのであろうか。その後の発展をもちろん念頭におきつつも，まずこうした問題に関連して本稿においてはいくらかの反省，検討を加えてみたいと思うのである。

一

一つの見解がおこなわれている。「〝近代的〟銀行業をいちはやく営んだのはロンドンの金匠だつたといわれており[(1)]」，といつた論述に明白に示されているように，17世紀後半に現われた金匠の金融活動を目して，あたかも自明のことのように，近代的銀行業と規定する見方がそれである。もつともこのばあい，その「近代的銀行業」ということばの中に，どれほどの歴史的な，また経済的な意味内実が反省され，思考されて使用されているのかは，必ずしも明瞭ではない。しかしながらこのように近代的銀行業の出現を，すでに早く17世紀ロンドンの金匠にもとめるこうした見解に接するとき，われわれには，そうした見解を支える一つの有力な意味深い主張のようにも思われて，一つの論述が想起されてくるのである。近代的商業信用の歴史的生成，展開の態容を明らかにされた大塚教授の論稿「信用関係の展開」がそれである。そこでは，その金匠の金融業務についても次のように関説されていた。「王政復古ののちも近代的商業信用の展開過程がますます進展を続けていることは，イギリス近世史上goldsmith（金匠）の名で知られているあの金融業者たちの営業内容からでも充分に察知することができる[(2)]」と。

(1) 関口尚志，イギリス初期地方銀行の存在形態とその基盤，金融経済55号，80ページ。

(2) 大塚久雄，信用関係の展開，経済学新大系XI所收，145ページ。

金匠の金融業務に注目するならば，近代的商業信用の展開過程がますます進展をつづけていることが充分に察知できるという論述。金融業者としてのそれらの金匠を目して「近代的銀行業者」と規定すべきか否かに，固有の論点があつての論述では必ずしもない。しかしながら，そうした金匠の金融業務があたかも，ますます進展する近代的商業信用の展開の上に立つて，それを基礎におこなわれたものであるとでも見ていられるかにも思える一節。もしそうだとすれば（もちろん，このことからただちにそれらの金匠を銀行業者と呼びうるかには問題があるとはいえ[1]），金融業者としてのこれらの金匠をさして文字通り「近代的」のそれとしても必ずしも不当ではないであろう。否，むしろ「近代的」とこそ規定さるべきであろう。資本制生産において機能する近代的利子つき資本を，前近代的のそれから区別するものは，本質的には，その利子つき資本自体の性質や性格にではなく，それがそのもとで機能するところの生産諸関係の如何，その基礎の如何にこそ求められるべきであるからである[2]。17世紀ロンドンのこれらの金匠を目して「近代的」の名が附されるとしても，こうした大塚教授の見解を想起するならば，必ずしも理由のないことではないといつてよいであろう。

(1) たしかに「商業手形の割引は銀行業者の本来の業務を形成する」(K. Marx, Das Kapital, III, S. 507. 向坂訳十の225ページ。）ものではある。しかしながら最近発表される銀行の歴史に関する論稿にきいてみると（例えば，関口氏，前出），この手形割引あるいは為替手形の取扱ということがひどく重視されて（そのことはいいとしても，そして17世紀末葉のイングランドにおける金融機構の解明を企図された氏の意欲的な接近には，敬意を表したいと思うのであるが）そのもついみがいつしか拡張され，たとえば正業である織物業のかたわらしかも自己資金で手形を買取つたものまでが，すなわち銀行業者として概念されているのに気づくのである。あたかも手形を商うものは，すべて銀行業者ででもあるかのように。近代的銀行制度の生成の過程で手形割引が大きな重要性をもつたことを否定するつもりはわれわれにはないが，しかしそれを重視するのはあまり，このように手形の取扱をなすものはすべて銀行業者ででもあるかのように概念することはどうであろうか。「銀行業ということが，為替手形の売買 trade をいみするとすれば，銀行業の出現は Civil War よりも数世紀先行する」とルーヴアーはいう (R. de Roover, Gresham on Foreign Exchange. p. 103)。銀行取引とは一体何なのかという反省あるいは疑問も，この場合には生じてくることになるであろう。

「信用制度の他の面は，貨幣取引業の発展に結ばれ，そしてこの発展は，資本主義的生産においては，もちろん商品取引業の発展と歩調を同じくする。……この貨幣取引業との結びつきにおいて，信用制度の他の側面，利子附資本または貨幣資本の管理が，貨幣取引業者の特殊の機能として発展する。貨幣の貸借が彼らの特別の営業となる。彼らは，貨幣資本の現実の貸手と借手とのあいだの仲介者として現われる」 (K. Marx, a. a. O., III, S. 438-9. 同訳十，117ページ)

商業手形の割引が銀行業者の本来の業務を形成するという先の論述とともに，銀行取引というばあいには，やはり，われわれとしてはこの言葉にも注意しないではいられない。

ともあれ，かかる金匠を銀行業者と呼びうるとすれば，いかなるいみでそういいうるのかは，その金融業務を詳細に検討した上でのことにして，ここでは一応留保しておきたいと思うのである。

なお銀行取引の理解については，高木暢哉，再生産と信用，321 ページ以下。および同，銀行通論，第2，4章，参照。

(2) 周知のごとく利子つき資本，あるいは高利貸資本は，商人資本と同様に資本制生産が現われるはるか以前に生誕し，種々なる社会構造の中で機能してきた。しかもこの資本の運動形態に着目するかぎりでは，すなわち一定額の貨幣Gが貸付けられて剰余価値をともなつてG＋△Gとして還流するという形態に着目するかぎりでは，前資本主義時代におけると資本制生産におけるとで差異はない。ともに貸付けられて自己増殖し還流する貨幣である。高利貸資本は，資本の生産様式なしに資本の搾取様式をもつという点に，一つの重要な特質を有する。かくて「資本主義的生産様式の一つの本質的要素をなす限りでの利子つき資本を高利貸資本から区別するものは，決してこの資本自体の性質または性格ではない。それはただこの資本がそのもとで機能するところの変化した諸条件であり，したがつてまた貨幣貸付者に相対する借手の全く転化された態容であるにすぎない」 (K. Marx, a.a. O., III, S. 648. 同訳十，453ページ。) という主張は，歴史研究のための一つの問題視角をも示す言葉として注意されなければならないであろう。近代的利子つき資本，したがつてまた近代的信用制度を前期的のそれから区別するものは，本質的には，実にそれがその上に立つて機能するところのその基礎の如何，その生産構造の如何に求められなければならない。

しかしながら，このようにそれらの金匠を目して「近代的」金融業者あるいは銀行業者（ここでは近代的ということに力点がある）として歴史的に位置づけるとき，われわれには直ちにつぎのような事実が想起されてきて，そこにはにわかに応じがたいある種の重要な問題点が含まれているのではないか，というように思われてくるのである。すなわち，それらの金匠は，17世紀80年代ま

でに相ついで破産してロンドン金融市場から消え去つてゆき，崩壊する特権カムパニーヤ絶対王政とその運命をともにするにいたつたという事実である。(1)

「充分に察知しうる」ほどに，ますます進展する近代的商業信用に結びつき，その上に立つて金融業務をおこなつた金匠が，何故に旧勢力たる特権カムパニーヤ絶対王政とその運命をともにしなければならなかつたのか。果してそれらは，文字通り近代的商業信用の展開の上に立つて，「近代的」銀行業者（あるいは金融業者）として機能していたのであろうか。こうした疑問がわれわれの思考にはまず生じてくるのである。大塚教授には，積極的にそこまでいわれるつもりは，あるいはなかつたのかもしれない。しかしながら，それはそれとしても，「信用関係の展開」において示されたこれらの主張，すなわち，17世紀の後半において近代的商業信用は，ますます広汎な進展を続けていたという主張，それが金匠の営業内容からでも充分に察知できるという主張は，イギリス信用制度の発達という問題視角からこれをみるとき，やはりきわめて重要ないみをもつことになるもののようにわれわれには思えてくるのである。

(1) もちろんこの時代，金融業務を行つた金匠のすべてがこのときに崩壊し去つたわけではけつしてない。それはこの時代金融業者として卓越した地位に立ち，金融上最も重要な役割を果したとみられる Backwell, Vyner 等の巨大金匠に限られていた。他の若干の金匠は生きのびる (R. D. Richards, The Early History of Banking in England. pp. 24—5)。しかし教授がいかなる金匠を指していわれているのかは必ずしも明らかではない。しかしそのパラグラフに示されている参照文献からみて，少くとも崩壊した巨大金匠が含まれているということだけは確実である。

しかもちなみにいうならば，これらの生きのびた金匠，すなわち Child, Hoare 等々も，18世紀の後半産業革命期にいたつて生成してくる産業家や商人のためにその手形を割引き地方銀行のための支店または代理店として機能する Martins, Curries 等々の新しい銀行 (The East End banks) がロンドンに目立つて現われてくるとき，それらの生きのびた金匠は，もつぱら貴族，ジエントリ，富裕な弁護士との取引や政府証券の取扱を行う業者 (The West End banks) として著しい対照をなしたのである (T. S. Ashton, An Economic History of England, the 18th Century, p. 179. L. S. Pressnell, Country Banking in the Industrial Revolution, p. 75 ff.)。

ともあれ，17世紀イギリスにおけるこうした金匠を中心とする金融業の生成を，われわれは一体イギリス信用制度発達の歴史の中にどのように位置づけて

理解したらよいのであろうか。文字通り「近代的」銀行業の生成として，すなわち近代的商業信用の展開の上に立つて産業資本のために機能する近代的銀行業の生誕として理解すべきであろうか。

イギリス信用制度の発達という視角から提起されたこうした問題提起に完全に答えうるためには，もちろん，それらの金匠の金融業務そのものが，当時のイギリスにおける資本主義の発達，生産構造の展開との関連において詳細に分析されねばならないであろう。いかなる基礎，いかなる生産諸関係の上に立つて，それらはどのように機能したのかが明らかにされなければならないであろう。くり返すまでもなく，金融業者としてのその歴史的性格を本質的に規定するものは，それがよつて立つその基礎の如何以外ではない。

しかしながら大塚教授の前掲論稿における主張に今少し仔細にきいてみるとき，そこにはそうした金匠の金融業務そのものをめぐる諸問題よりも前に，その基礎をなす近代的商業信用の把握に，すでにある種の重要な問題点が含まれているのではないかという疑問がわれわれには生じてくるのである。近代的商業信用の把握そのものに，もしくい違いがあるとすれば，もはや金匠の金融業務が近代的商業信用の展開の上に立つていたとかいなかつたとかいつても，意味をなさないことになるであろう。したがつて本稿においては，まず研究の順序として，近代的商業信用の歴史的生成に関する大塚教授の前掲論稿における主張を中心に，それを批判的に吟味しつつ問題の所在を明らかにしてゆくことによつて，近代的商業信用のヨリ正しい把握のための一つの手がかりをでも得ることが出来れば，と思うのである。

二

教授がいわれるところに今少しく詳細にきいてみよう。近代的商業信用とは一体何なのか。それは旧い諸関係の中から如何に生成し展開するにいたるのであろうか。

教授によれば，つぎのごとくである。

「ともあれ……近代的商業信用の諸系列の形成過程はだいたい次の三つの局面を含んでいると云える。すなわち，

一，まず小資本家をも含む中産的生産者層が前期的な高利貸信用，とくに問屋制前貸信用の支配から経営的に独立しはじめる。

二，ついでその上層を形づくる産業資本家たちが自己の経営を中心として近代的商業信用の諸系列を展開していく。

三，そうした商業信用の諸関係が単なる book credit をこえて商業手形の授受という形態をとるに至る」（前出，138ページ）と。

もつともこのばあい，㈠で述べられていることについては，後に述べるところと関係して問題が残るとはいえ，近代的商業信用は，ここでは明らかに近代的産業資本の出現を前提に，その産業資本を中心に形成される信用売買の諸系列を指すものとして，概念されているということができるであろう。その限りでは，教授の近代的商業信用の把握に異議はない。一応適確に把握され概念されているといつてよいであろう。資本制生産において機能する近代的商業信用を前期的のそれから区別するものは，本質的には，それがその中で機能するところの変化せる生産諸関係，したがつてまた，それを相互に授受し合うその当事者の変化せる態容にこそ求められなければならないからである。歴史的にそれに先行するもろもろの旧い形態から区別された近代的商業信用は，まさしく近代的産業資本の出現を前提に，その再生産にたづさわる諸資本家によつて相互に授受される信用を指すものとして，正しくは概念されるのでなければならないであろう。この意味において近代的商業信用に関する教授の上述の把握は，いちおう適切であるといつてよいかに思われるのである。

しかしながら，近代的商業信用の生成に関する教授の主張はけつしてそのことのみにつきるのではない。教授の主張を本質的に特徴づけるものはむしろそのことにはない。それよりもむしろ，それを前提に力説される次の主張の中にこそ求められなければならないであろう。それはほかでもない。すでにここに示した論述の㈠からもほぼ察知せられるように，教授のいわゆる「問屋制前貸信用」なるものとの対立，相関の関係において把握された教授特有の近代的商業信用の理解，あるいは主張である。そうして実は，この主張の中に教授の思考を一貫して貫く本来の基本的シェーマもまたひめられているように思われるのである。教授がいわれるところに今しばらく耳を傾けてみよう。

すなわち，「19世紀中葉のイギリス金融市場に関するすぐれた叙述」と目されるバジョットの「ロムバード街」から，まず手形割引が行われる姿を簡単に叙述した部分を引用されたのち，教授はまずつぎの点を指摘される。

「われわれはこの引用文によつて商業手形が授受され，或いは流通する基礎として，次のような取引上の信用関係を確認することができるであろう。

㈠ 製造業者が製品を卸売業者に信用で売り，卸売業者はそれをさらに小売業者に信用で売るという系列の関係で，取引の上での掛売或いは延払いの連鎖が形づくられている。

㈡ しかも，そうした取引上の信用関係の連鎖のうちで信用の授与は，生産者→商人，という方向において行われている。すなわちそこには明らかに『貸付資本と産業資本とはこの場合同一物であつて，貸付けられるものは……〔生産者の〕商品資本である』という関係がみとめられる。

この第二の点は後段における叙述への照応として，念のため，とくに記憶に止めておきたい」（134—5ページ。力点—川島）と。

教授の指示にしたがつてわれわれはここではさしあたりこの第二の点に注意しておくことにしよう。そこでは19世紀中葉において広汎に展開される文字通りの近代的商業信用から一つの図式が抽出されている。生産者→商人の方向における信用授与。もつとも，この場合，貸付資本と産業資本とは同一物であつて，「貸付けられるものは商品資本である」という資本論の周知の言葉が引用されてはいるが，しかしここではそのことよりもむしろ，その引用文の中にわざわざ〔生産者の〕という言葉を教授が挿入されている点をこそ，「後段における叙述への照応としてとくに記憶に止めて」おかねばならないであろう。ともあれ，生産者→商人というそれ自体としては，商業信用を相互に授受し合うその当事者の具体的な歴史的性格からは抽象されている，そうした信用授与の方向ということが，こうして蒸留され強調されるにいたつているという点をここではまず注意しておきたいと思うのである。

近代的商業信用からこのようにして，生産者→商人という信用授与の方向をまず抽出された教授は，ついで「それでは，このように取引の上で生産者から商人の方向へ商品代価の延払いという形で授与されていく信用関係の系列は，

……歴史上どのように発生」するにいたつたのか(135—6ページ。力点—大塚教授)と，このように設問されるのである。近代的商業信用の歴史的生成に関する教授特有の問題視角をわれわれはここに見出すことができるであろう。「生産者から商人の方向へ」の信用授与は歴史上どのように発生するにいたつたのか，というこのような問題視角。

教授はこの設問に対して明確に次のように自答される。

「一口に問屋制前貸といつても，商人が生産者に授与する前貸信用の内容は，貨幣や生産用具の貸付から単なる原料加工の委託にいたるまで，歴史上種々な形態をとつて現われているが，それらすべてを通じてつねにつぎの事実が確認される。すなわち，たえず商人→生産者という方向に信用が授与され，それに基づいて小生産者たちに対する商人のいわゆる問屋制的支配が組織されているということである。……ともあれ，生産者→商人という近代的商業信用は，資本主義発達史の流れのうちに位置せしめて考察するならば，まさしく以上述べたような商人→生産者という前貸信用をはねかえして，すなわち商人のそうした問屋制的前貸支配を生産者たちが下からはねのけることによつて新たに築き上げられてきたということが出来る。われわれはまずこの事実を念頭においておきたい」(137ページ。)と。

教授特有の，すでに周知となつている見解であり主張である。「生産者→商人」なる近代的商業信用は，「商人→生産者」なる問屋制前貸信用をはねかえして，それを下からはねのけることによつて新たに形成されるにいたつたというすぐれて特徴的な命題。くりかえすまでもなく教授特有の最も重要な基本的シエーマにほかならない。近代的商業信用の歴史的生成の過程は，こうして複雑多様なその展開からはむしろ抽象されて，ここでは，方向を異にする二つの「商業信用」の対立，超克の過程として，特徴的に把握され浮彫りにされるに至つているという点に注目されよう。それ自体としては，前にも指摘したように，「貸付資本と産業資本とはこの場合，同一物であつて，貸付けられるものは……商品資本である」という近代的商業信用の本質にかかわるその内実からは抽象されている「生産者→商人」という単なる信用授与の方向が，ここではむしろ重視されて，「商人→生産者」という今一つの信用授与と対立せしめ

られているという点に，ここでは注意されねばならないであろう。ともあれ，こうして「商人→生産者」なる問屋制前貸信用と「生産者→商人」なる近代的商業信用。後者による前者の超克——という教授特有の基本的シエーマをここに打ち出されるのである。

三

一見たしかに明快であり，近代的商業信用の歴史的生成の過程をそれは弁証法的に正しく表現しているかのようでもある。しかしながら，この場合，このシエーマにおける一つのきわだつた特徴点として，まずとりわけ注意されなければならないのは，すでに注意をうながしておいたように，二つの「商業信用」（括孤を附しているのには後に問題とするところと関係して意味がある）に，それぞれに附されているこの信用授与の方向である。矢印である。新旧二様の「商業信用」を対立的に明示する指標として恐らくは重視されるこの「生産者→商人」あるいは「商人→生産者」という，それ自体としては意味のない単なる形式的な図式に，実は大塚教授の場合，すでに述べてきたところからも，ほぼうかがい知られるように，ある特別の重要な意味がこめられているという点である。或いはこの形式的な図式に，近代的商業信用理解の上での決定的な役割が附与されているという点である。この点を看過して，教授の主張の正しい理解は恐らくありえないであろう。教授の思考にたづねるとき，この図式は，周知のように，すでに早くその旧著「近代欧州経済史序説」以来，一貫して主張されつづけてきた教授本来の一つの基本的な主張にほかならなかつたのである。それでは，重要な意味をもつというこの図式には，一体いかなる積極的な意味がそこには含意されて，使用されているのであろうか。必要な限りにおいて，ごく簡単にここで検討するのでなければならないであろう。

その旧著「序説」をまずひもどいてみよう。そこでは，例えばつぎのように述べられていた。

「……『都市の織元』の営みにおける信用授与の方向が商人→生産者であつたのに対比して，『農村の織元』のそれにおいては正に逆の生産者→商人であり，……この点で『農村の織元』が経営的に商人の支配，就中その金融的（高

利貸付的）掣肘より全く自由となつていることが判るであろう」（近代欧州経済史序説（上），日本評論社昭和二六年，355ページ。）と。

信用授与の方向は，ここではまず，見られるように，すなわち支配と被支配の関係を示す指標として理解されている。「都市の織元」すなわち問屋制商業資本，「農村の織元」すなわち，近代的産業資本なる定式は，教授特有の基本的命題として，すでに周知のところであるが，ここではこの命題を立証するものとして，換言すれば，その織元が近代的であるか否かを区別して明示する指標として，逆にこの信用授与の方向が指摘されているのである。教授の場合，信用授与の矢印は，こうして，かかる特別の歴史的なあるいは経済的な支配と被支配の関係的いみがこめられて使用されているという点が，まず注意されなければならないであろう。

こうした教授の思考は，さらに教授の他の論稿，例えば「問屋制度の近代的形態」（近代資本主義の系譜，上，所收）等をひもどくとき，いつそう発展せしめられて，より明確に打ち出されていのるを知るのである。

すなわち，その論稿においては，織布工が絹物商に三カ月乃至六カ月の信用を与えていたというD・デフオーの敍述の一節を引用されたのち，次のように力説されている。

「見られる如く，右の引用に示されているものは，既に問屋制度における商業信用とは正に逆の近代的な商業信用である。即ち，問屋制度のもとにおける典型的な信用授与の順序が，輸出商→問屋制前貸人→生産者，であるに対比して，此処で見られるのは正に逆の生産者→卸売商→小売商，なる信用授与の順序である。生産者が商人に信用を与えるという近代的な商業信用である」（系譜，上，207ページ）と。

力点は大塚教授によつて附されたものである。生産者→商人，或は商人→生産者，という信用授与の方向が教授にとつていかに重要ないみをもつているかが，かくて充分に察知せられるであろう。それは近代的商業信用と前期的のそれとを区別する決定的な指標である。信用授与の方向が，商人→生産者ではなく，生産者→商人であるということが，商人に対する生産者の優越的，支配的地位を示すのみならず，さらにそれは旧い「前期的商業信用」から決定的に区

別された近代的商業信用の展開を示す，重大な指標にほかならないのである。

しかしながら，このように検討してくるとき，われわれは近代的商業信用に関して，さらに重要な今一つの定式が，大塚教授によつて打ち立てられているのに気づくのである。それはほかでもない。「生産者→商人」の方向における信用授与イクオール「近代的商業信用」なる恒等式，あるいは可逆方程式がそれである。ここでは信用授与の方向の如何が支配と被支配の関係を直接表示するばかりでなく，その方向の如何が近代的商業信用であるか否かを決定する。前掲論述において「生産者→商人」という近代的商業信用，あるいは「商人→生産者」という問屋制前貸信用，というように，二つの「商業信用」それぞれに，教授がわざわざ信用授与の方向を附されていたことの積極的ないみが，こうして明確に理解されるであろう。それは単なる指標ではもとよりない。「生産者→商人」の方向における信用授与，すなわちイクオール近代的商業信用にほかならないのである。しかしながら，こうしてわれわれは近代的商業信用すなわち近代的産業資本を中心に形成される信用売買の諸系列という冒頭に示した定式に加えて，今一つの新らしい定式をもつことになつたのである。「生産者→商人」の方向における信用授与，イクオール近代的商業信用——。

四

かくて定式は大塚教授の場合，近代的商業信用に関して，こうして二様に定立せしめられているのを発見するのである。あるいは換言すれば，生産者→商人の方向における信用授与は必ず常に産業資本を中心に形成される近代的商業信用の展開を表示するものとして理解され，定式化されているのを発見するのである。それではこのように定立されたこの定式は，商業信用の歴史的生成に関する具体的な歴史の研究において，果してそのまま現実に妥当するものなのであろうか。すなわち「生産者→商人」の方向における信用授与の一切は，必ず常に商人に対する生産者の優越的地位を示し，しかも産業資本を中心に形成される近代的商業信用の展開を表示する，ということができるものなのであろうか。あるいは換言すれば，「生産者→商人」の方向に信用授与がなされるばあいには，必ず「貸付資本と産業資本とはこの場合同一物であつて，貸付けら

れるものは……商品資本である」という関係が，そこには常に存在する，ということが出来るものなのであろうか。こうした点の検討が，大塚教授の定式におけるもつとも重要な問題点の一つとして，当然に要請されてくることになるであろう。それは歴史の現実に現われるもろもろの具体的な信用取引の事実に接して，それを処理してゆく場合，それらを近代的商業信用の展開として把握するか否かに直接関係してくる極めて重要な問題であることはいうまでもない。それではもろもろの歴史的諸事実は，この定式に対して，一体いかなる解答を示唆しているのであろうか。

歴史の具体に目を向けてみよう。そこには有史このかた，商品生産の極めて低微なる段階から資本制生産にいたるまで，もろもろの信用取引の事実が存在する。それらの事実の一切を「生産者→商人」の方向における信用授与イクオール「近代的商業信用」，「商人→生産者」の方向における信用授与イクオール「問屋制前貸信用」なる二つの定式をもつて分類していつてみよう。近代的商業信用は一体いつのころから歴史の上に現われてくるのであろうか。

信用取引に関するいつさいの歴史的諸事実をこのような定式にしたがつて処理してゆくとき，しかしながら，われわれは「意外な」事実を発見するのである。（商人→生産者の方向における信用授与，すなわち教授のいわゆる問屋制前貸信用なるものについては，しかし今はおくことにしよう。「生産者→商人」だけを問題にしよう。）それはいうまでもなく，生産者が商人に対して信用を与えるという「生産者→商人」なる信用授与の方向のみについていうならば，それは資本制生産においてのみならず，商品生産のはるかにヨリ低微なる段階から相当広汎に行われてきたというすでに周知の事実である。ポスタンやリプソンあるいはアイリン・パウアーその他多くの史家によつて指摘されている，すでに周知の事実である。(1)「生産者→商人」イクオール近代的商業信用であるとすれば，近代的商業信用は，資本制生産が現われるはるか以前から，数世紀あるいはそれ以上も先行して歴史上存在してきたことになる。近代的商業信用は，近代的産業資本などおよそ考えることもできない時代から，かなり広汎に展開されてきたことになる。この事実は明らかに，近代的商業信用を，近代的産業資本を中心に形成される信用売買の諸系列をさすものとして概念され

ていた，冒頭に示した今一つの定式からは離反しそうである。いな全く離反する。整合しない。歴史的諸事実は教授のかかる定式に対して，明らかに否定的な解答を示唆しているもののごとくである。それではその定式におけるこうしたいわば不備を教授はどのように処理されているであろうか。

(1) さし当り例えば次のものを参照。M. M. Postan, Credit in Medieval Trade, in : Essays in Economic History, ed. E. M. Carus-Wilson. E. Lipson, The Economic History of England, vol., I, The Middle Ages, pp. 548-50, 616-7 and vol., III, p. 218 ff. E. Power, The Wool Trade in the Fifteenth Century, in : Studies in English Trade in the Fifteenth Century, ed. E. Power and M. M. Postan, p. 62 ff. etc.

もう一度教授の前掲論稿をひもどいてみよう。たしかに大塚教授もこれらの事実を知つていられないわけではない。教授も周到につぎのようにはいわれているのである。

「売手が買手に掛売という形で信用を与えるという関係，或いはそうした一連の信用関係の系列はそれ自体として必ずしも近代特有の現象ということはできない。それは，例えば12世紀のシヤムパーニユ大市や17世紀のアムステルダムなどでは振替業務のおこなわれる基盤をなしていたし，そのような典型的な形ではないにしても，中世イギリスでもかなりの程度まで見出すことができる」（信用関係の展開，136ページ。）と。

まさにその通りであつて，大陸における諸事情はここではさておくとしても，掛売掛買はすでに早く中世からここイギリスにおいては，相当広汎におこなわれてきたのである。教授自身註記されているように，ポスタンその他の研究に照らしてもこの事実は明白である。したがつて「生産者→商人」なる信用授与の方向のみについていうならば，それは資本制生産における商業信用のみならず，それに先行するもろもろの前期的信用売買をももちろん包摂して表現する。近代的商業信用を，産業資本を中心に形成される信用売買の諸系列をさすものとして概念するかぎり，「生産者→商人」イクオール近代的商業信用なる恒等式は成り立つことはできない。「生産者→商人」の方向における信用授与は，必ずしもつねに「近代的商業信用」の展開を表示するものということはできない。(註)

（註）しかもその上さらにリプソンのつぎのような指摘もここでは想起されてくる。「織元たちは，その織物商人に対して長期の信用を与えることを強制された。その標準的な原則は6ヶ月であつたが，9ヶ月，12ヶ月のことさえもあつたのである。このことはその織元にとつて非常な負担となつた。彼は，そうした信用授与が強制されなかつた場合に必要であつたよりも，はるかに巨額の資金を所有することが必要となつた」。しかし経済力に優るそうした織物商人の手を経なければ，ことに地方の貧しい織元たちは，その製品を販売できぬとすれば，そうした不利な条件ものむほかはない。かくて17世紀末葉になると「昔は織元は，もし彼がその紡毛を買うのであれば50ポンド，あるいはもし彼が羊毛からその織布を造るとすれば100ポンド，それぞれもつていれば，一台の広巾の織機を充分に運転してゆけると見積られていた。それが今ではこうした商業のやり方では300ポンドでもやれぬ」といつた苦情 complaints がさかんに申立てられることになつたのである（E. Lipson, op. cit., vol, II, pp. 27-8）。

生産者→商人の方向における信用授与の一切が，すなわち常に生産者の商人に対する優越的・支配的地位を必ずしも示すものではないことが，この一文によつても察知されうるであろう。織元たちは富裕な毛織物商人に強制されて，彼らに信用を授与したのである。生産者→商人の方向における信用授与が，時と場合によつては，かえつて生産者に対する商人の優越的地位を示す場合がありうることを，この一文は示しているということができるであろう。

なおこうした点の批評は他の論者によつても指摘されている。例えば，矢口孝次郎，資本主義成立期の研究，117—8ページ参照。

教授の定式に明らかに背反するとみられるこうしたもろもろの事実に直面して，それでは教授は一体いかなる解決の道をえらばれるのであろうか。あるいは，その定式にたいしていかなる留保を附されるのであろうか。われわれの問題点は，こうしてここに集約されてくる。その解決の如何が，その後の論考の展開に極めて重要な意味をもつてくることは，もちろん容易に知られるところであろう。それでは教授はいかなる解決の道を選ばれるのであろうか。教授の言葉に，今は静かに耳を傾けるべきであろう。明確につぎのようにいわれるのである。

「……しかしそれらの場合，（資本制生産以前に行われた信用売買の場合—川島）こうした売手→買手という信用授与の系列はただ商人たち，とくに遠隔地間の商業を営む商人たち相互間という限られた範囲内にのみ形づくられ，生産者たちはその外におかれていた。そして，生産者と商人との間の取引において何らか

の信用関係が取り結ばれる場合には，むしろ商人→生産者という逆の方向に信用の授与が行われる，つまり商人の方から生産者に何らかの形で前貸を行うのが普通であつた」(136ページ・力点—大塚教授）と。

すなわち，資本制生産以前においては，信用売買がおこなわれたのは，もつぱら遠隔地商業にたずさわる商人相互間においてのみであつて，生産者はその外におかれていた。したがつて，生産者→商人の方向における信用授与は存在しなかつた。と，このようにいわれているのである。存在したのは，商人→生産者という逆の方向の信用授与のみであつた，と。かくて，生産者→商人の方向における信用授与イクオール近代的商業信用なる恒等式の一般的な成立が，ここに確定される。

われわれが予期したそれとは，しかしながらこれは，著るしく相違する裁断であるというほかはないであろう。しかも，教授のこうした重要な論述がなされているそのパラグラフの参照文献として，教授が自らあげていられる文献，すなわちポスタンの論稿では，ここで教授が主張されているのとは，むしろ正反対の事実が記されているのである。信用売買——あるいは生産者→商人の方向における信用授与——は，イギリスにおいてはすでに中世から，商品生産のあらゆる部面にわたつて相当広汎に行なわれていたという事実が，そこではくり返し力説されているのである。この事実だけは，しかしながら少くともこの場合，ここでの論点の核心にふれる一問題点として，いちおう慎重に注意しておくのでなければならないであろう。(1) ともあれ，こうして，少くとも客観的には，歴史上現実に存在したもろもろの信用取引の事実を，いわばこのように過度に整理し，「類型化」，されることによつて，ここにこの定式の一般的な「成立」を確定されたのである。そうして，このように「成立」したこの定式をもつて，今度は逆に信用取引に関する一切の歴史的諸事実を解釈されてゆくことになつたのである。「生産者→商人」の方向における信用授与，すなわち「近代的商業信用」——と。

(1) ポスタンは，教授が参照文献としてあげていられるその論稿において，つぎのように力説している。

「中世の経済史において，その史料が信用に関するそれほどにおびただしく存在す

る論題は多くはないであろう。史料の大部分は，債務の記録からなつている。……

これらの史料から引出しうる結論は明瞭である。商業上の債務が豊富に存在するということは，明らかに，信用取引がすでに中世において商業上の慣習にまで一般に入り込んでいたということを示している。……

14，5 世紀において，……毛織物は，国内の生産者から外国の消費者へと送られてゆく過程で，いくつかの段階を経由したが，その各段階において，信用は常にその取引の支配的な原理として現われていた。織布業者 clothier たちは，原則として，その毛織物を，毛織物商人及び国内商業や外国貿易にたずさわるその他の商人に対して，数ヶ月の信用で売るのが常であつた。……

羊毛商業においてもコッツウオルド（イングランド）の羊毛生産者からはじまつて，それがオランダで加工されてその織布がポーランドやスペインの買手に売られるにいたるまで，そこには，切れ目のない信用販売の連鎖が形成されていた。……

この論文の目的は，これまで経済学者たちが，そのために歴史家たちもまた，中世における信用取引の量をいかに過少に評価してきたか，そしてその結果，その性質をいかに誤解してきたかを示すことにあつた。その存在が一般に否定されてきた信用販売は，実際は，中世商業における金融上の基礎 financial basis を形成していたのである」（M. M. Postan, op. cit., pp. 63, 64, 66, 67, 86—7. 力点—川島）と。

なお念のためつけ加えておけば，ポスタンは，イギリス中世において，商人から生産者へと信用が授与されるばあいが全く存在しなかつたなどといつているのではない。その具体的な例として，13世紀のころ「イタリヤ人たちは，修道院に対して一シーズンあるいはそれに続く数シーズン中に引渡される羊毛の，一部あるいは全部の代金としてある金額の貨幣を前払した」(cf. ibid., pp. 70, 82ff.) ということをあげている。しかしもちろん，中世のイギリスにおいて信用取引はこのような方向のもののみであつたなどとポスタンは主張しているのでは毛頭ない。しかも，後に問題となることであるが，この種の「信用」はたしかに前払ではあるが，しかしこれらの前払一切を，それが商人→生産者の方向における信用授与であるということから，直ちに，問屋制「前貸信用」（この言葉が実は問題なのではあるが），あるいは「問屋制度」といいうるかについては，当然に疑問が生じてくることになるであろう。（この意味において，小野朝男氏が，その論稿「中世イギリスの信用取引」（経済理論，第41，43号所收）において，商人が生産者にたいしておこなう単なる前払と，問屋制度とを，明確に区別すべき旨を主張されているのは，理由のないことではないようにおもわれる。もつとも，その問屋制度をさらに「問屋制信用取引」と名づけて，「前期的商業信用取引」に並ぶ今一つの主要な前期的信用の形態とされている点には問題が残るのではあるが。なおこの点についての詳論は，別稿にゆずることにしたい。）

五

結果はもはや明白であろう。この定式が，客観的には，もろもろの前期的商業信用をも，併せて無差別に表示するものであることには何の変りもないであろう。近代的商業信用などとはおよそいいえない諸々の前期的商業信用もまた，近代的商業信用の名をもつて呼ばれる結果になるのは，もはや当然の道筋であろう。かくて大塚教授にあつては，近代的産業資本を中心に形成される文字通りの近代的商業信用とともに，それ以外の，もろもろのより素朴な旧い形態の前期的商業信用あるいは信用売買もまた，それらが生産者→商人の方向の信用授与であるかぎり，一様に近代的商業信用の名をもつて呼ばれることになつたのである。近代的商業信用の歴史的生成，ことに新旧交錯するその初期を問題にしようとする研究において，このことがもたらす結果は，容易に理解できるところであろう。教授の近代的商業信用の把握そのものに，重要な問題点が含まれているのではないか，と云つたのはこの意味である。

かくて「王政復古ののちも近代的商業信用の展開過程がますます進展を続けていることは，イギリス近世史上 goldsmith（金匠）の名で知られているあの金融業者たちの営業内容からでも充分に察知することができる」と，あたかも自明のことのように教授が主張される場合も，それはその主張の典拠とされている参照文献の指示箇所（R. D. Richards, The Early History of Banking in England, pp. 26—31, 46 ff., 228 ff., 236 ff. etc.）に照らして明らかなごとく，ただ単にそれらの金匠が，生産者→商人の方向における信用授与に関係したということ，あるいは内外の手形を取扱つたということ，それ以上のことは何ら意味するものではないことが明記さるべきであろう。それが果して言葉の厳密な意味で，近代的商業信用といいうるものであるか否かは，その信用授与の方向によつては，もちろん何ら定まるものではない。その信用を相互に授受し合うその当事者の歴史的性格こそが問題なのではなかろうか。いかなる再生産の歴史的諸条件のもとで，それらの信用が授受されていたのかが問題なのではないであろうか。ともあれ，こうして一定の歴史的な発展段階，あるいは展開局面においてのみ妥当しうるにすぎない定式を，こうして一般化され，普遍的に妥

当するものとして，それを指標に，近代的商業信用の展開を把握し論述されている点に，われわれとしては，疑問を感ぜざるをえないのである。

補　註

「私は前に，いかにして単純商品流通から支払手段としての貨幣の機能が形成され，またそれと共に商品生産者及び商品取引業者のあいだに債権者と債務者との関係が形成されるか，を示した。商業が発展し，ただ流通を顧慮してのみ生産を行う資本主義的生産様式が発展すると共に，信用制度のこの自然発生的な基礎は，拡張され，一般化され，仕上げられる」(K. Marx, a. a. O., ,S. 436. 十ノ112ページ。)

×　　×　　×

「近代における金融市場及び銀行制度の発達のうえで商業手形の割引がきわめて重要な地位を占めてきた」という注目すべき事実に，まず鋭く着眼された上での，教授のこの論稿における問題提起であつた。すなわちこの事実に発して，それではこの商業手形の割引は，一体いかなる歴史的な，社会経済的な意味を有したのか，その解明を提起されたのであつた。「これに対する解答は，何よりもまず，銀行の手で割引かれる商業手形がそもそもどのような商工業の必要に基づき，どのような商業上の信用諸関係を表示していたのか，その具体的な姿を明かにすることでなければならない。換言すれば，手形割引という銀行信用の主要な形態がよつてもつて成立してきたところの商業信用の基盤を解明することでなければならない」(同，信用関係の展開，133ページ) と。

近代的商業信用の生成を具体的に問題にする上での，一つの注目すべき肯綮に当る問題提起を，われわれはすでにこの簡潔な論述の中に看取することができるであろう。そうして，教授のこの論稿がもつ最も重要な，客観的な意義の一つもまた，実にこの点に，すなわちただ単に掛売買の事実をら列されるのではなく，その近代的商業信用の生成，展開の基盤を，さらに深く生産過程にまで掘りさげて，そこから問題を展開し解明しようとされた点に，もとめることができるのではないであろうか。

こうしたいみにおいて，教授のこの論稿がもつ意義は，もとより看過されるようなことがあつてはならないであろう。そうした教授の深い洞察にはもちろん敬意を表しつつも，なおそれにも拘らず，貴重な歴史的諸事実を過度に「類型化」されることによつて，信用授与の方向と，それが内に含意する内実とを一義的に直結せしめられた点に，われわれとしてはやはり疑問を感ぜずにはいられないのである。

(未完)